

京都市ウクライナ避難者生活一時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻に伴い、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の京都市内での避難生活を支援するため、財源の範囲内において支給する京都市ウクライナ避難者生活一時支援金（以下「一時支援金」）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 一時支援金は、避難生活の長期化に伴い、国及び日本財団の生活費支援が終了するなど生活困窮状態に陥る可能性のある、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。ただし、本要綱の趣旨を踏まえ、特段の事情がある者として事務局が支給の必要性を認めた者については、例外的に支給対象者とする。

- (1) 本市受入支援機関であるウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）において本市避難者として既に受入れており、本市への避難を開始してから、6か月を超えて滞在している者。
- (2) 国又は日本財団の生活費支援を受給していたが支給期限が終了した者、又はいずれの支援機関からも生活費支援を受給していない者で生活困窮状態に陥る可能性がある者。
- (3) 支給時において、京都市内で今後概ね3か月を超えて滞在すると認められる者。
- (4) 現に生活保護法に基づく生活保護受給者でない者。

(一時支援金の額)

第3条 一時支援金の額は、対象世帯につき10万円とする。ただし、同一対象世帯内に支給対象者が複数名存在する場合は、2人目以降の支給対象者1人につき、5万円加算する。

(申請)

第4条 上記第2条に定める支給対象者の要件を満たし、一時支援金の受給を希望する者は、京都市ウクライナ避難者生活一時支援金支給申請書（様式第1号）を作成し、事務局へ申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在留資格を証するもの（在留カードの写し等）
- (2) 現住所を証するもの（直近の郵便物等〈水道・電気・ガスの請求書等〉）
- (3) その他事務局が必要と認める書類

(支給決定等)

第5条 事務局は、申請者より提出された書類を基に、支給対象者に該当するかを判断し、一時支援金の支給の可否を決定する。

2 事務局は、前条の規定により一時支援金の支給の決定を受けた申請者に対して、原則、現金により一時支援金を支給し、当該支給をもって支給決定の通知とする。

3 一時支援金の支給は、原則1回に限るものとする。ただし、事務局が新たに追加の一時

支援金の支給を決定し増額変更を行った場合はその限りではなく、その場合は上記第2条に基づき再度、支給対象者の判断を行い、支給の可否を決定する。

(決定の取消し)

第6条 事務局は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により一時支援金の支給を受けたとき。
- (2) 申請者が前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) その他事務局が適当でないと認めたとき。

(一時支援金の返還)

第7条 事務局は、前条の規定により一時支援金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、一時支援金の支給決定を取り消された申請者に対し、一時支援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日に、その効力を失う。ただし、戦況等の状況により、本要綱の趣旨を踏まえて特段の事情がある場合は、期間延長を行うものとする。
- 3 この要綱に定める一時支援金の支給は、ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援寄付金を財源としており、同寄付金が枯渇した際には支給されない。
- 4 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和9年3月31日に、その効力を失う。ただし、戦況等の状況により、本要綱の趣旨を踏まえて特段の事情がある場合は、期間延長を行うものとする。